



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第01号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-29325 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

## 2月25日(月)、第1回口頭弁論決定！ 2月16日(土)、訴訟の会の集会に集まろう。2次原告も募集中！

### ❖ 12月10日、東京地裁に提訴！

すでに、マスコミ報道などでご承知のとおり、私たち「即位・大嘗祭違憲訴訟の会」は、12月10日(月)午後、東京地裁に対して「即位の礼・大嘗祭等違憲差止請求」訴訟を提訴しました。

原告数は北海道から沖縄までの全国の市民や、キリスト教・仏教の宗教者など241人。代理人弁護士は13人が名前を連ねました。被告は国。請求の趣旨は、即位の礼・大嘗祭等、天皇代替わりに関する一連の諸儀式に対して、国費支出の差し止めを求め、あわせて、すでに進行している儀式の準備に対する損害賠償請求を、主権者・納税者の立場から求めるものです。

それら儀式の違憲性に関しては、「国民主権原則」ならびに「政教分離原則」違反を2つの柱として批判しています。

提訴後の記者会見には、会見場を埋め尽くす報道陣が詰めかけました。事前に記事化されたことや、直前の秋篠宮発言もあり、大きな関心と呼んだと思います。

初めに訴状の概要を、代理人の酒田芳人弁護士が解説し、つづいて、呼びかけ人代表の佐野通夫さん(大学教員)、同じく呼びかけ人の桜井大子さん(女性と天皇制研究会)、一般原告から堀江有里さん(日本基督教団・牧師)が、それぞれの思いを語りました。質疑も活発に交わされました。余り大きくはなかったものの、記者会見の内容は、NHKニュースや各紙でも報道されました。

### ❖ 2月25日第1回口頭弁論へ！

ところが、その後東京地裁は、私たちの裁判を「一般民事事件」(損害賠償請求)と「行政事件」(公費支出差し止め請求)を分離して審理することにしてしまいました。簡単に言えば、本来一つの裁判を提起したにもかかわらず、それぞれ別の2つの裁判を行わなければならなくなったということです。詳しくは、次ページの酒田弁護士の文章をお読み下さい。

弁護団は、一つの裁判として審理するように求める申し立てをしていますが、とりあえず、このうち「損害賠償請求事件」のほうの第1回口頭弁論が、2月25日(月)14時30分から、東京地裁103号法廷で開かれることになりました。現天



皇の退位・新天皇の即位を目前として、いよいよ裁判が始まります。ぜひ法廷を埋め尽くし、原告の力を見せつけよう！

### ❖ 2月16日(土) 訴訟の会集会へ！

裁判の開始に先立ち、訴訟の会では2月16日(土)13時30分から、文京区春日(後樂園)の文京区民センターにて、提訴報告と交流をかねた集会を持ちます。弁護団や呼びかけ人の発言を受け、原告同士が意見交換できるような集まりにしたいと思います。ぜひご参加下さい。

訴訟の会は、現在、第2次提訴に向けて原告を募集しています。委任状はブログからダウンロードできます。回りの方で、まだ原告になっておられない方を、ぜひお誘い下さるようお願いいたします。なお、委任状締め切りは2月末日です。

## 第1回口頭弁論

2019年2月25日(月)14時30分～  
東京地方裁判所103号法廷(地下鉄霞ヶ関駅下車)  
終了後、弁護士会館にて報告集会(予定)

\*傍聴券抽選が30分前頃にあると思われます。積極的な傍聴支援をお願いいたします。

# 即位・大嘗祭違憲訴訟の概要と見通し

酒田芳人 ●即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団



## 1 訴訟の概要

### (1) 訴訟の提起

2018年12月10日付で、原告241名が、国を被告とし、憲法に定められた政教分離や主権在民（国民主権）などを根拠に、即位の礼・大嘗祭に対する公金支出差し止め等を求めて、東京地方裁判所に提訴しました。

原告らが請求しているのは、大きく分けて、①即位の礼・大嘗祭に対して公金を支出することの差し止めと、②違憲違法な公金支出によって生じた原告らの精神的苦痛に対する損害賠償の2つです。

### (2) 2つの裁判体への事件の係属

しかし、東京地方裁判所に提訴した後、事件の係属した東京地方裁判所民事第30部の合議体は、公金支出の差し止めを求める部分は行政事件に当たるとして、差し止めに関する訴えについてのみ、一般民事事件を取り扱う民事第30部から切り離し、行政事件を専門的に取り扱う民事第38部へと係属させました。裁判所のこの取り扱いにより、原告ら241名が提起した差し止めの訴訟は、原告らのうち13名のみを原告とする差し止訴訟（行政事件を取り扱う部）と、原告全員の241名を原告とする国賠訴訟（一般民事事件を取り扱う部）との2つに分離されることとなりました。

現在、弁護団は、上記のように2つの裁判体に事件を係属させる取り扱いでは、原告らにおける訴訟遂行の負担が大きくなり、また、それぞれの訴訟において十分な主張立証をすることができない等として、2つの裁判を併合して行うよう申立てを行なっているところです。

## 2 訴訟の見通し

### (1) 従前の大阪高等裁判所の判決（1995年3月9日・大阪高等裁判所判決）について

訴訟の現状は以上のとおりですが、本件訴訟が今後進むにつれて、最も大きな争点となる部分（最も大きな争点とすべき部分）の一つは、即位の礼・大嘗祭に対して公金支出を行うことが、政教分離の規定に違反するかどうかという点です。

この点について、30年前の「平成の代替わり」の際に争われた、即位の礼・大嘗祭訴訟においては、大阪高等裁判所が、大嘗祭について、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、前記最高裁大法廷昭和52年7月13日判決が示したいわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない」とした点が参考になります。

また、即位の礼・大嘗祭と主権在民（国民主権）の点についても、大きな争点の一つであると考えています。

この点についても、従前の大阪高等裁判所の判断において、「即位の礼については、（中略）神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できないし、天皇が主権者の代表である海部首相を見下ろす位置で「お言葉」を発したこと、同首相が天皇を仰ぎ見る位置で「寿詞」を読み上げたこと等、国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないとと思われる点がなお存在することも否定できない」と述べています。

### (2) 憲法判断回避の可能性について

30年前の大阪訴訟においては、結論としては敗訴したものの、上記のような高等裁判所における判断が示されたからこそ、最高裁判所への上告を断念したものと思われま

しかし、今回の裁判において、上記の大阪訴訟においてなされたような、裁判所による違憲性の有無に関する検討がなされるかどうかは、定かではありません。

むしろ、裁判所は、他の訴訟においても批判されているように、憲法判断に消極的な姿勢を示すことが多く、今回の訴訟についても、政教分離違反や主権在民（国民主権）との関係性などについて、一切言及しない形で判決を言い渡す可能性があります。

この点をより具体的に言えば、よく見られるパターンとしては、

- ・原告らの差し止請求に関する主張は訴えの利益が認められない
- ・原告らの国賠請求に関する主張は国の行為により原告らの権利・利益に対する直接の侵害が認められない
- ・したがって、「その余の点について判断するまでもなく」、原告らの訴えを却下、ないし請求を棄却する

というものです。

したがって、今回の裁判では、原告らの設定した憲法違反の主張について、そもそも裁判所がその議論に応じるかどうかという、議論の中身よりもっと手前の段階に、大きなハードルが存在するということができます。

## 3 おわりに

訴訟はまだ始まったばかりですが、皆さんと一緒に、裁判所で、原告らの主張と国の主張を大いに戦わせ、意味のある裁判にしていきたいと思っています。

# 2019 年代替わり儀式の法的諸問題

——先の即位礼・大嘗祭違憲訴訟の経験を踏まえて

加島宏 ● 1990 年即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団

\* 提訴に先立つ 11 月 9 日（金）、文京シビックセンター・シルバーホールにて「即位・大嘗祭違憲訴訟の会 立ち上げ集会」が開催されました。30 年前の「代替わり」儀式に対しては、大阪を中心として違憲訴訟がおこなわれています。当時の訴訟を中心となって担われた加島宏弁護士に、当日の講演をお願いしました。

以下の報告は、今回の訴訟の原告でもある方の個人ブログ（多面体 F <https://blog.goo.ne.jp/polyhedron-f>）に掲載されたものから転載させていただきました。

1989 年天皇の死、そして 90 年になりあわただしく発表された即位礼・大嘗祭。あのときは大嘗祭は政教分離に反するので国の行事にはできないが、しかし国費は出すことに決定した。

わたくしは当時すでに政教分離の裁判に携わっていたので、即位礼・大嘗祭が日本の伝統文化といっても、もし伝統文化が憲法より上で日本を支配しているとする、どう考えても理屈が通らない。そこでみんなで止めようという訴えかけをすることにしました。90 年 7 月、松山で行われた政教分離訴訟全国交流集会の終了間際に「訴状の案も委任状もできている」と呼びかけると、みんな「やろうやろう」と言ってくれた。しかも納税者であることを証明する書類を付けてもらったにもかかわらず、2 か月で 900 人もの委任状が全国から集まった。

## 1 先の即位礼・大嘗祭に対する違憲訴訟提訴

この裁判は、思想信条、信教の自由、政教分離を打ち出しても一筋縄ではいかない。何かひとつ裁判所がひっかかるものをということで「納税者基本権」という権利を使うことにした。どんな原告でも、どんな宗教の信仰者でも無宗教者でも共通してもつ権利だからだ。

当時は朝日新聞阪神支局の銃撃（87 年 5 月）や長崎市長銃撃事件（90 年 1 月）、フェリス女学院大学学長宅への銃撃（90 年 4 月）のあとの時期だったので、注目する人も多く 9 月の大阪地裁提訴の原告は 987 人、10 月の第二次提訴で 526 人、11 月の第三次提訴で 147 人、合計 1700 人弱の大原告団となった。

1 人 1 万円の損害賠償を求めたが、92 年 11 月の一審判決は本当に素っ気ないものだった。

原告はなんの被害も被っていない、心が痛んだというが、それは自分勝手な政治的信条や怒りの感情、憤激の情などにすぎず、裁判所はそういうものは認めない。したがってその他のことは何も判断しない。政教分離かどうかなど理屈に遡って判断するまでもなく、棄却する、というものだった。

徒労感に襲われたが、原告団と相談し、ふたたび委任状を集めて控訴した。

高裁の裁判官はこちらの話はちゃんと聞いてくれ、95 年 3 月の判決は、結論こそ請求棄却だったが、注目すべきものだった。「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり」「少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概に否定できない」。さらに即位礼が国事行為であることを認めつつ「現実に実施された本件即位礼正殿の儀は、旧登極令及び同附式を概ね踏襲しており、剣、璽とともに御璽、国璽がおかれたこと（略）神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できない」（略）「国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないとと思われる点がなお存在する」とあった。

即位礼についてまでここまで、きっちり判断してくれるとは予想していなかった。

かつてない裁判所の判断だし、しかも高裁判決として温存したほうがよいと考え、全国の控訴人とも相談のうえ最高裁への上告は行わなかった。

ただ今後の裁判でも、国が原告の思想・良心の自由、信教の自由を侵害しどんな損害を与えたのか、原告がなぜ裁判を起こしたのか説得し、原告がどのように権利を侵害されたのか証明しないとイケない。

## 2 2019 年代替わり儀式で考える訴訟形態

わたしなりに、考える訴訟形態を考えてみた。2 種類考えられる。



(1) 通常訴訟

国を被告として国費支出差止めや損害賠償請求する訴訟である。国費の支出や儀式の実行は、事実行為なので処分又は裁決を争う行政訴訟ではなく、通常訴訟になる。

(2) 住民訴訟

首長が即位礼や大嘗祭に招待され出席したときに、その費用の賠償を地方公共団体に対し住民が起す訴訟である。前回は自然発生的に鹿児島、大分、東京など全国各地で住民訴訟が起きた。

住民訴訟がすばらしいのは、利益侵害の立証や、納税の証明書がなくても住民ならだれでも裁判ができることだ。なぜなら住民なら地方自治体の費用を負担していることが当然だとされているからだ。これは戦後、連合軍が地方自治を強化するため地方自治法 242 条の 2 の住民訴訟の条文に入れたからだ。

3 納税者基本権

納税者基本権とは「憲法に適合するように租税を徴収し、使用することを国に要求する権利」であり「憲法条項に従うのでなければ、租税を徴収され、あるいは自己の支払った租税を使用されない権利」である。

これについて当時日本大学教授だった北野弘久先生に教えるを乞い、アメリカにも「taxpayer's suit」(納税者訴訟)というものがあることを知り渡米して何人かの学者から学んだ。しかし納税者基本権を好意的に評価してくれる学者は税法学の三木義一教授(現・青山学院大学学長)と憲法学の後藤光男・早大教授くらいしかいない。

ただ、この基本権を認めた判例はなく、学説も消極的だ。その理由は 4 つ挙げられる。

- (1) これを認める憲法・法律の規定がない
- (2) 国民による租税の支払いと、政府による国費の支出とは法的になんら関連がないから、たとえ違憲の国費支出があっ

たとしても、それによる納税者の具体的権利侵害など存在しない。これを分断論と呼ぶ。政府にとってまことに都合がよい理屈だ。

(3) 納税者訴訟は客観訴訟(客観的な法秩序の適正維持を目的とする行政訴訟)であり、特別の法律規定がない限り、我が国の裁判制度上許容されない。これは戦後の大御所、成田教授が論文で述べたもので、なかなか乗り越えられない。

(4) 権利として不明確。平和的存在権に対するものと同様の評価である。

分断論についてひとつ思い出がある。名古屋で、母親からの遺産相続の際、国家予算の 6% が軍事費なので相続税の 6% は納税しないという訴訟を起こした名古屋の弁護士や、自営業者で確定申告の 6% 分をわざと納税せず理由書を提出したが差押えられたとき「差押え処分無効確認」の訴訟を起こした人たちがいた。これに対し、裁判所の判断は、税金の使い方は議会が議決したものである、国民は意見を言えないというものだった。

活動日誌 (11 月 - 1 月)

- 11 月 25 日 (日) 「終わりにしよう天皇制」集会で事務局メンバーがアピール
- 11 月 27 日 (火) 弁護団会議
- 11 月 28 日 (水) 弁護団会議
- 11 月 29 日 (木) 第 1 回事務局会議
- 12 月 4 日 (火) 弁護団会議
- 12 月 10 日 (月) 東京地裁に提訴、司法記者クラブで記者会見
- 12 月 17 日 (金) 第 2 回事務局会議
- 1 月 24 日 (木) ニュース 01 号発送、第 3 回事務局会議

# 即位・大嘗祭違憲訴訟提訴報告会

\* 原告・支援者以外の方もどうぞご参加下さい!

日時 \* 2019 年 2 月 16 日 (土)

13 時 30 分開始

場所 \* 文京区民センター 2 A

東京メトロ後楽園 3 分・都営地下鉄春日駅下車 1 分

JR 水道橋駅下車 10 分

